

○厚生労働省告示第百一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を次の表のように改正し、平成三十一年十月一日から適用する。

平成三十一年三月二十八日

厚生労働大臣 根本

匠

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示  
 (指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第一条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表</b>                      指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>166単位</u></p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>249単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>395単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間以上の場合 <u>577単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>182単位</u></p> <p>(2) 所要時間45分以上の場合 <u>224単位</u></p> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>ト 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</u></p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</u></p> <p>2 訪問入浴介護費</p> <p>イ 訪問入浴介護費 <u>1,256単位</u></p> <p>注1～8 (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) <u>イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</u></p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) <u>イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u></p>	<p><b>別表</b>                      指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>165単位</u></p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>248単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>394単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間以上の場合 <u>575単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>181単位</u></p> <p>(2) 所要時間45分以上の場合 <u>223単位</u></p> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 訪問入浴介護費</p> <p>イ 訪問入浴介護費 <u>1,250単位</u></p> <p>注1～8 (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(新設)</p>

## 3 訪問看護費

## イ 指定訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合	312単位
(2) 所要時間30分未満の場合	469単位
(3) 所要時間30分以上 1時間未満の場合	819単位
(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	1,122単位
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 (1回につき)	297単位

## ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合	264単位
(2) 所要時間30分未満の場合	397単位
(3) 所要時間30分以上 1時間未満の場合	571単位
(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	839単位

## ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

2,945単位

注 1～15

## ニ 初回加算

200単位

注 指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ～チ (略)

## 4 訪問リハビリテーション費

## イ 訪問リハビリテーション費 (1回につき)

292単位

注 1～10 (略)

ロ・ハ (略)

## 5 居宅療養管理指導費

## イ 医師が行う場合

## (1) 居宅療養管理指導費(I)

(一) 単一建物居住者 1人に対して行う場合	509単位
(二) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合	485単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	444単位

## (2) 居宅療養管理指導費(II)

(一) 単一建物居住者 1人に対して行う場合	295単位
(二) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合	285単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	261単位

注 1～5 (略)

## ロ 歯科医師が行う場合

(1) 単一建物居住者 1人に対して行う場合	509単位
(2) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合	485単位
(3) (1)及び(2)以外の場合	444単位

注 1～4 (略)

## 3 訪問看護費

## イ 指定訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合	311単位
(2) 所要時間30分未満の場合	467単位
(3) 所要時間30分以上 1時間未満の場合	816単位
(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	1,118単位
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 (1回につき)	296単位

## ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合	263単位
(2) 所要時間30分未満の場合	396単位
(3) 所要時間30分以上 1時間未満の場合	569単位
(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	836単位

## ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

2,935単位

注 1～15

## ニ 初回加算

200単位

注 指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ～チ (略)

## 4 訪問リハビリテーション費

## イ 訪問リハビリテーション費 (1回につき)

290単位

注 1～10 (略)

ロ・ハ (略)

## 5 居宅療養管理指導費

## イ 医師が行う場合

## (1) 居宅療養管理指導費(I)

(一) 単一建物居住者 1人に対して行う場合	507単位
(二) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合	483単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	442単位

## (2) 居宅療養管理指導費(II)

(一) 単一建物居住者 1人に対して行う場合	294単位
(二) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合	284単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	260単位

注 1～5 (略)

## ロ 歯科医師が行う場合

(1) 単一建物居住者 1人に対して行う場合	507単位
(2) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合	483単位
(3) (1)及び(2)以外の場合	442単位

注 1～4 (略)